

枯れ草除去のお願い

猛暑が続いた夏も終わり、秋風が吹き始め過ごしやす季節となりました。夏の間に青々と生い茂った雑草も徐々に枯れ、大変燃えやすい状態となります。乾燥した枯れ草は、たばこの投げ捨てや焚き火など小さな火がきっかけとなり、簡単に燃え広がって大火災になるおそれがあります。今年も消防署では、11月から火災予防上危険と思われる枯れ草と空き家の調査を、管内全域を巡回し実施します。一人ひとりが火災予防に対する意識を持ち、放火されない環境作りにご協力お願いします。

●問合せ先

海部南部消防組合消防署

☎ 5210119



救命講習会参加者募集

誰もがいつ、どこで病気やけがなどで倒れるか分かりません。倒れている人には一刻も早い救命処置が必要です。そこにいるあなたにしか救えない命があります。ぜひこの講習会に参加して心肺蘇生法を学びましょう。

■上級救命講習(8時間コース)

●日時

11月17日(日)

午前8時30分～午後5時30分

●場所

海部南部消防組合消防署

(飛島村)

●内容

- ・成人、小児、乳児を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法

●申込期限

11月8日(金)

■普通救命講習Ⅰ(3時間コース)

●日時

12月8日(日)

午前9時～正午

●場所

海部南部消防組合消防署

(飛島村)

●内容

- ・成人を対象にした心肺蘇生法
- ・AEDの使用法
- ・止血法

●申込期限

11月29日(金)

●定員

両日とも32名

●受講資格

在住(小学5年生以上)または在勤の方

●受講料

無料

●受講申込み

電話でお申込みください。

※講習修了者には、修了証を発行します。

●申込み・問合せ先

海部南部消防組合消防本部消防課

☎ 5213111

FAX 5213114

八穂環境学習教室

海部地区環境事務組合では、八穂クリーンセンターで毎月、八穂環境学習教室を開催しています。

1月は「ネクタイリフォーム折リたたみ小物入れ作り」と題し、使わなくなったネクタイを使って、折リたたんで持ち運べる小物入れを作ります。

事前予約制で申込多数の場合は抽選となります。

●日時

令和7年1月18日(土)

午前9時30分～11時30分

●場所

八穂クリーンセンター

●対象・定員

小学生(対象外の方も参加できます。) 25名

●参加費

無料

●申込方法

八穂環境学習教室ホームページからお申込みください。

●問合せ先

海部地区環境事務組合
環境対策室

☎ 6816500



八穂環境学習教室
ホームページ



空き家総合相談窓口

本村は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と「飛鳥村」における空き家等対策に関する協定を締結し、空き家等に関する「相談窓口」を開いていますので、ご利用ください。

●受付時間

平日の午前9時～正午、午後1時～5時

※相談は、原則無料です。(個別具体的な内容となる場合や、専門家の派遣が必要な場合は、有料となります。通信料は、相談者の負担となります。)

●問合せ先

愛知県宅地建物取引業協会
052-522-5221 2567

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

「空き家」について、何でもご相談ください！
空き家総合相談窓口

ご案内
☎ 052-522-2567

- 空き家の売買
- 空き家の管理
- 空き家の解体…など
- 住宅診断
- 税金・法律関係

まずはご相談ください！

建物の老朽化 震動・発生環境の悪化 敷火による火事・火災 不審音・動物の侵入

危険な空き家の除却費を補助します

倒壊または建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進し、地域住民の生活環境の保全および地域活性化を図るため、空き家除却工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

100万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または、開発部建設課までお問合せください。

※補助金申請は、工事着手前に行っていたる必要があります。申請前に除却工事に着手されず、補助金対象外となります。ご注意ください。また、交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するようにしてください。

●問合せ先

開発部建設課

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金

令和5年4月1日から自転車乗車時におけるヘルメットの着用が努力義務化されました。

本村では、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を次のとおり補助していますのでぜひご利用ください。

●対象者

村内に住所を有する7歳から18歳までの方および65歳以上の方
※補助申請年度末に当該年齢に到達する方を含む

●対象となるヘルメット

令和5年4月以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットであり、SGマーク、JCFマーク、CEマークなど安全性の承認を受けたもの

●補助率等

・購入金額の2分の1の額または2,000円のいずれか低い額(その額に100円未満の端数がある場合は切り捨て)

・1人につき1個(回)限り

●必要書類

・補助金交付申請書

開発部建設課で配布します。または、村公式ホームページよりダウンロードできます。

・領収書の写し(保護者がまとめて申請する場合はお子さまごとに領収書が必要です)

・対象者の生年月日を証明するもの
・自転車乗車用ヘルメットの安全承認適合がわかるもの(自転車乗車用ヘルメットの現物提示でも可)

●申請期限

令和7年3月31日(月)

※自転車乗車用ヘルメットを購入した年度末までに申請をお願いします。

●問合せ先

開発部建設課

